

指定通所介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）所

デイサービスセンターもりの家 運営規程

運 営 規 程

社会福祉法人 霞桜会
茨城県土浦市北荒川沖町8番1号

**指定通所介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）所
デイサービスセンターもりの家 運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人霞桜会（以下「事業者」という）が開設する指定通所介護事業所もりの家及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)所もりの家（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下、「従事者」という）が、要介護状態（第1号通所事業にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定通所介護事業サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の事業所の名称、所在地及び定員は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター もりの家
- (2) 所在地 茨城県土浦市北荒川沖町8番1号
- (3) 定員 25名

(営業日及び営業時間)

第4条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の事業所の営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日

年末年始（12月31日から1月3日）を除いた、月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時15分～午後4時30分までとする。

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内要は、次の通りとする。

(1) 管理者

① 施設長 1名（常勤 他事業所兼務）

施設長は、事業所の従業者の管理および業務管理を一元的に行う。

(2) 従事者

①生活相談員 1名（常勤）

生活相談員は、利用者および家族からの相談に応じて、必要な助言その他の援助を行うとともに、従事者に対する技術指導、関係機関との連絡調整を行う。

また、苦情処理の窓口を担当する。

②介護職員 4名以上（常勤または非常勤）

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談、援助業務を行う。

③看護職員 1名以上（常勤または非常勤）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保険衛生上の指導、看護を行う。

④機能訓練指導員 1名以上（常勤または非常勤）

機能訓練指導員は、利用者の身体機能の維持・減衰を防止するための訓練を行う。

(3) その他

①栄養士又は管理栄養士 1名（常勤 他事業所兼務）

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導および調理員の指導を行う。

また、委託調理員との連携を図る。

2 前項の規定かわらず事業運営上必要がある場合には、定数を超えて職員を置くことができる。

また、定数を超える職員は他の事業所を兼務することができる。

3 第1項に規定する看護職員、介護職員については、非常勤職員を一部充てることができる。この場合には、常勤換算による人員を確保して配置するものとする。

(指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)のサービス内容)

第6条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)のサービス

内容は、事業所または利用者本人等が作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるサービスから必要と認められるサービスを提供するものとする。

ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるサービスから事業所と利用者等が相談により選定して提供するものとする。

(1) 日常生活動作力に応じた必要な介護

- ①排泄の介護
- ②移動の介護
- ③その他必要な心身の介護
- ④養護（休養）

(2) 健康状態の確認

- ①血圧測定
- ②体温測定
- ③脈拍測定

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、ならびに利用者が心身機能の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ①日常生活動作に関する訓練
- ②各種レクリエーション
- ③各種行事活動
- ④体操
- ⑤趣味・文化活動
- ⑥アクティビティ（第1号通所事業）

(4) 送迎サービス

利用者の状況、地理的条件から送迎を必要とする場合は、専用車輌により送迎サービス提供する。

また、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅において入浴が困難な利用者に対して入浴サービスを提供する。

（入浴形態）

- ①一般浴槽による入浴
- ②特殊浴槽による入浴

（入浴介助）

- ①衣類の脱着
- ②身体の清拭、洗身、洗髪

③その他必要な入浴介助

(6) 食事・摂取介助サービス

①調理

②食事の準備、後始末

③食事の摂取

④その他必要な食事介助

(7) 相談・助言等

利用者及び家族の日常生活における介護等の相談・助言を行う。

①日常生活動作に関する訓練等の相談・助言

②福祉用具の利用法の相談・助言

③家庭介護者教室の開催

④その他介護全般の相談・助言

(通所介護計画書及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)計画書の作成)

第7条 管理者は、居宅サービス計画書が立てられている場合はその計画に基づいて、利用者的心身機能の状況等に応じた通所介護サービス計画書及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)計画書の作成を生活相談員に作成させるものとする。

2 生活相談員は、利用者的心身機能の状況等に応じた通所介護サービス計画書及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)計画書を作成する。また、利用者・家族に対し通所介護サービス計画書及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)計画書の内容等について説明を行い、同意を得るものとする。

3 事業所は、通所介護サービス計画書及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)計画書に記載されたサービスの提供を行い、継続的なサービスの提供・管理を行うものとする。

(利用料その他の費用の額および額の変更)

第8条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものと、事業者が独自に定めた基準によるものとする。当該サービスが法定受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準によるものの1割～3割の額と、事業者が独自に定めた額の合計額とする。

また、所得に応じた認定がなされた場合には、利用者の1割負担額の減額・減免がなされるものとする。

2 その他費用として、事業所が独自に定めたサービス(介護保険対象外サービス)で個人負担が適当なものについては、実費、かかった費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供

650 円／食

(2) 特別な食事の提供

実費

(3) 介護保険給付限度額を超えるサービス

実費

(4) 通常の事業の実施区域を超える送迎サービス

20 円／1km

(5) その他重要事項説明書の記載サービス

定めた金額

(6) 利用者が日常生活を送る上で必要と思われるサービス

実費

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に重要事項説明書等の文書で説明した上で、文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

また、介護保険給付体系、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、利用者または家族に対し事前に文書で説明した上で、利用料を相当な額に変更することができるものとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、原則として土浦市全域とその隣接市町村の一部の区域（阿見町、牛久市、つくば市）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）のサービス利用に当たって、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、誹謗中傷その他他人の迷惑となるような行為を慎むこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

2 利用者は、サービス利用に当たって医師の診断内容、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従事者に連絡し、利用者的心身の状態に応じた適切なサービス提供が受けられるよう留意しなければならない。

(緊急時等における対応の方法)

第11条 従事者は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）のサービス提供中に利用者の病状に急変が生じ場合、またはその他緊急時の対応が必要と思われる場合は、速やかに家族等に連絡し、状況に応じて救急搬送等の必要な措置を

講ずるとともに管理者に報告する。

(非常災害対策及び業務継続計画の策定：火災・風水害・地震・感染症等)

第12条 事業所は、事業者とともに非常災害時に備え消防法等の規定に基づき、災害に対処する防災計画を作成し、定期的に避難・救出その他必要な訓練を実施するものとする。

また、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、必要に応じて見直しを行い業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従事者の健康管理)

第13条 事業所は、当事業に使用する施設及び備品等を清潔に管理し、定期的な消毒を行う等、常に衛生管理に留意し感染予防に最新の注意をはらわねばならない。

2 事業者は、従事者に対し感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律、及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の為の指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従事者の資質向上を図るため研修の機会を設けて、業務体制の整備を行う。

- (1) 採用後 6 カ月以内の研修
 - (2) 繼続研修年 1 回以上
- 2 従事者は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持するものとする。
- 3 従事者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を周知する。
- 4 管理者は、提供した指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)のサービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切な対応をとるため担当職員を置き、解決に向けての調査を実施して改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。
- 5 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)を行うための、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿その他必要な書類を整備するものとする。
- 6 この規定に定めるものの他、事業の運営は介護保険法令及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)に則して実施する。
- また、運営に関する重要事項は、霞桜会の理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年 8月 23日から施行する。

平成17年 10月 1日 改正
平成18年 4月 1日 改正
平成24年 5月 2日 改正、平成24年4月1日適用
平成26年 10月 20日 改正
平成27年 8月 1日 改正
令和 元年 10月 1日 改正
令和 3年 4月 1日 改正
令和 6年 8月 1日 改正